

建設工事に係る業務委託契約に係る最低制限価格の算定基準

制定	平成22年	3月18日告示第134号
改正	平成22年10月	8日契約検査室次長決裁
	平成23年	6月17日公告第484号
	平成24年	4月1日公告第304号
	平成26年10月31日	公告第766号
	平成28年	3月14日公告第197号
	平成28年	5月18日公告第317号
	平成28年	6月3日公告第343号
	平成29年	3月31日公告第255号
	平成30年	3月30日公告第261号
	平成31年	4月1日公告第283号

(趣旨)

第1条 この基準は、競争入札により測量設計、地質調査、補償コンサルタント、建設コンサルタント及びその他コンサルタント業務（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用されるものを除く。）の契約を締結しようとする場合において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項の規定により最低制限価格を設定する場合の基準を定めるものとする。

(最低制限価格)

第2条 最低制限価格は、次項の規定により算出した最低制限基準額を基礎として、当該額を下回らないように市長が定めるものとする。

- 最低制限基準額は、別表の業種区分の欄に掲げる業種の種類ごとに、予定価格の算出の基礎となった同表①から④までの各欄に掲げる額の合計額に消費税及び地方消費税相当額を加えて得た額とする。ただし、その得た額が、予定価格に10分の8.5を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に10分の8.5を乗じて得た額とし、予定価格に10分の6を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格に10分の6を乗じて得た額とする。
- 前項に定める最低制限基準額の算定は、直接測量費、直接原価、直接人件費、直接調査費、測量調査費、特別経費、直接経費、間接調査費、諸経費、技術料等経費、その他原価、技術経費、解析等調査業務費又は一般管理費等の千円に満たない額を切り捨てた額をもって行うものとする。
- その業種が別表の業種区分のいずれにも該当しないコンサルタント業務の最低制限基準額については、予定価格に4分の3を乗じて得た額とする。ただし、その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則

この基準は、平成22年4月1日から施行し、一般競争入札にあっては同日以降に公告をするもの、指名競争入札にあっては同日以降に指名をするものについて適用する。

附 則

この基準は、平成22年10月8日から施行する。

附 則

この基準は、平成23年7月1日から施行し、一般競争入札にあっては同日以降に公告をするもの、指名競争入札にあっては同日以降に指名をするものについて適用する。

附 則

この基準は、平成24年4月1日から施行し、一般競争入札にあっては同日以降に公告をするもの、指名競争入札にあっては同日以降に指名をするものについて適用する。

附 則

この基準は、平成26年10月31日から施行し、この基準による改正後の建設工事に係る業務委託契約に係る最低制限価格の算定基準第2条第2項及び第3項の規定は、一般競争入札にあっては平成26年12月1日以

降に公告をするもの、指名競争入札にあっては同日以降に指名をするものについて適用する。

附 則

この基準は、公告日から施行し、平成28年4月1日以降に開札を行うものについて適用する。

附 則

この基準は、平成28年6月1日から施行し、一般競争入札にあっては同日以降に公告をするもの、指名競争入札にあっては同日以降に指名をするものについて適用する。

附 則

この基準は、平成28年6月2日から施行し、一般競争入札にあっては同日以降に公告をするもの、指名競争入札にあっては同日以降に指名をするものについて適用する。

附 則

この基準は、平成29年4月1日から施行し、一般競争入札にあっては同日以降に公告をするもの、指名競争入札にあっては同日以降に指名をするものについて適用する。

附 則

この基準は、平成30年4月1日から施行し、一般競争入札にあっては同日以降に公告をするもの、指名競争入札にあっては同日以降に指名をするものについて適用する。

附 則

この基準は、平成31年4月1日から施行し、一般競争入札にあっては同日以降に公告をするもの、指名競争入札にあっては同日以降に指名をするものについて適用する。

別表（第2条関係）

業種区分	①	②	③	④
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額	—
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額	諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額
土木設計業務	直接原価	諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の4.8を乗じて得た額
建築設計業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額
設備設計業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額
補償関係コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の4.5を乗じて得た額
現場技術業務	直接人件費の額	直接経費の額	技術経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額